

2014 年度点検・評価シート

I 評価項目・担当部局

対象部局	スポーツ・健康科学研究科
評価基準 3	教員・教員組織 【自己評定 B】
点検・評価項目(1)	3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。
評価の視点	教員に求める能力・資質等の明確化
	教員構成の明確化
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化
点検・評価項目(2)	3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
評価の視点	編制方針に沿った教員組織の整備
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置
点検・評価項目(3)	3-3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
評価の視点	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
	規程等に従った適切な教員人事
点検・評価項目(4)	3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
評価の視点	教員の教育研究活動等の評価の実施
	ファカルティ・ディベロップメント (FD) の実施状況と有効性
点検・評価項目(5)	3-5 教員組織の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

II 点検・評価

【点検・評価項目ごとの現状説明】

3-1	<p>学園規則上の教員選考基準である「人格が高潔で、学校教育に関し高い見識を持ち、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」という大学の求める教員像をベースに、本研究科の求める教員像は、青少年から高齢者までを対象にしたスポーツ活動や運動に対する心身の適応と行動に関する研究を担当できること、生活習慣病やメタボリックシンドロームを視野に入れた予防医学的な観点からの健康や医療に関する研究を担当できることが求められる。教員に求められる能力・資質、選考手続き等の詳細は「大学院スポーツ・健康科学研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続きに関する内規」に記載されている。</p> <p>教員構成の基本は、スポーツ科学、応用スポーツ科学、健康科学、健康情報科学の4領域すべてにおいて教育研究に支障が生じないよう人員を配置することである。教員の組織的な連携は、本研究科が1研究科1専攻体制ということ、唯一、必修共通科目であるスポーツ・健康科学研究法がオムニバス方式であるということと十分とれている。</p> <p>教育研究に係る責任の所在は1ヶ月に1回開催される研究科委員会の委員長にある。</p>
3-2	<p>研究科の教員数は14名である。その内訳は教授が12名、准教授が2名である。教員1人当たりの学生数については6年間平均で1.61人であった。年齢構成比率については、61歳以上が42.9%、51歳～60歳が28.6%、41歳～50歳が28.6%、31歳～40歳が0%、30歳以下が0%である。女性教員比率は7.1%、外国人教員比率及び専兼比率は0%である。</p> <p>授業科目と担当教員の適合性は、スポーツ科学、応用スポーツ科学、健康科学、健康情報科学の4領域に配置された教員の研究業績調査を基に研究科委員会において判断している。また、資格の明確化と適正配置は「大学院スポーツ・健康科学研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続きに関する内規」の第2条の2研究指導科目の担当基準に則って行われている。</p>
3-3	<p>本学では、法務研究科以外の研究科に人事権はない。したがって、学部の教員選考過程において候補者が大学院科目を担当できるかどうかを「大学院スポーツ・健康科学研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続きに関する内規」に基づいて調査することになっている。そのような人事案件については、大学院科目担当教員が学部の人事委員会に配置されることになっている。</p> <p>教員の昇格についても学部の教員選考基準に則って行われ、研究科委員会において報告されている。</p>
3-4	<p>教育活動についての評価は「学生による授業評価アンケート」等で実施され、その結果をもとに研究科委員会において対策などが検討されている。教員の業績評価については、2011(平成23)年に導入された「研究業績システム」によってHPに公表することが義務づけられている。これが研究活動に関する評価およびその活性化に繋がるシステムとなっているかどうかの調査は行われていない。教員14名のうちデータベースに業績が未公表の教員、教育活動が未公表の教員、過去3年間データを更新していない教員は皆無であった。</p> <p>FDに関しては、2010年度には「脳内における食欲調節研究の最前線」、2012年度には「体力医学研究の倫理と法」というテーマで研修会を開催した。2012年度には、スポーツ・健康科学研究科FD委員会がオムニバス方式の授業である必修共通</p>

	科目「スポーツ・健康科学研究法」を受講している 11 名の学生に対して授業評価アンケートを行い、その結果を研究科委員会において報告し、授業内容について議論した。しかしながら、教員の社会貢献・管理業務等を含む教員に求められる様々な活動に関する教員の資質向上を図るための研修等は実施されていない。
3-5	研究科委員会において教員組織の適切性について議論が行われ、スポーツ関連分野、健康科学分野ともに教員の増員が必要ということで一致している。しかしながら、教員組織の適切性についての責任主体・組織、権限、手続きは明確ではない。

【効果が上がっている事項】

3-1	
3-2	
3-3	
3-4	
3-5	

【改善すべき事項】

3-1	研究科として求める教員像および教員組織の編成方針を制定する必要がある。
3-2	
3-3	
3-4	教育研究業績を適切に評価するためのシステムが構築されていない。
3-5	研究科委員長、専攻主任、大学院評議委員を含む自己点検評価委員会において、2 分野・4 領域体制が適切かどうかを含め、教員組織の適切性に関する検討を行う。定期的な検証システムについても同様である。

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

「大学院スポーツ・健康科学研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続きに関する内規」平成 22 年 4 月 5 日承認、平成 24 年 4 月 17 日改正

《指標データ》

大学基礎データ（表 2）全学の教員組織

Ⅲ 【達成目標】 目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの	評価					
			2014	2015	2016	2017	2018	
中期目標 (2014～ 2018)	3-5 教員組織の適切性についての責任主体・組織、権限、手続きを明確にする。	「研究科委員会議事録」に検討結果が記載される。	→					
	3-4 教育研究業績を適切に評価するためのシステムを構築する。	「研究科委員会議事録」に検討結果が記載される。	→					
14 年度 目標	3-4 教員の社会貢献・管理業務等などを含む教員に求められる様々な活動に関する教員の資質向上を図るための研修等の開催を検討する。	「研究科委員会議事録」に検討結果が記載される。	→	B				
	3-4 本研究科内の自己点検・評価委員会を中心に過去 5 年間の教育研究業績を適切に評価するためのシステム作りを検討する。	「研究科委員会議事録」に検討結果が記載される。	→	B				
	3-1 研究科として求める教員像および教員組織の編成方針は委員長を中心に自己点検評価委員会で立案し研究科委員会において承認を受ける。	研究科が求める教員像および教員組織の編成方針が制定される。	→	A				
	3-5 教員組織の適切性に関する責任主体・組織、権限、手続きについては、カリキュラム改革 WG や入試改革 WG、自己点検評価委員会と合同で検討する。	「研究科委員会議事録」に検討結果が記載される。	→	B				